

あきた子育て応援アンバサダー募集要項

1 目的

秋田県では、県や市町村が実施する子育て支援情報や県内の遊び場情報などを発信する公式 Instagram アカウント「いっしょにこそだてあきた」（以下、「いっしょにこそだてあきた」という。）を運用しています。社会全体で子育てを応援する雰囲気と本県での結婚・出産・子育てに前向きな意識を醸成するために、県と“いっしょに”情報発信に取り組んでいただく方を「あきた子育て応援アンバサダー」として募集します。

2 募集内容

県や市町村が実施する子育て支援情報や県内の子育て支援施設・遊び場情報など、秋田県での結婚・出産・子育てを楽しむために有益な情報を Instagram により発信していただける方

3 応募資格

次の条件を全て満たす方を募集します。

- (1) 18 歳以上の方
- (2) 秋田県にゆかりのある方（現に秋田県内に居住するなど）
- (3) 個人が運用する Instagram アカウント（公開アカウントに限る）を持っている方
- (4) フォロワーが 100 人以上おり、月 1 回以上投稿するなど、今後継続的な情報発信に取り組む見込みのある方
- (5) Instagram のダイレクトメッセージやメールにより、迅速に連絡が取れる方

4 アンバサダーの業務内容

(1) 県公式アカウントとの共同投稿

次の項目に関するテーマで、「いっしょにこそだてあきた」との共同投稿を実施していただきます。投稿頻度は特に定めませんので、無理のない範囲でご協力ください。なお、投稿方法は、フィード投稿若しくはリール動画によるものとします。

※共同投稿とは、「いっしょにこそだてあきた」とアンバサダー自身のアカウントの両方に同じ投稿が表示されるもののことです。

- ①「秋田県こども計画」の周知・啓発について
- ②秋田県や市町村が実施する子育て支援施策について
- ③アンバサダーがおすすめる「こどものえき」など、子育て世帯に優しい施設の紹介について
- ④アンバサダーがおすすめる「あきた子育てふれあいカード」協賛店など、子育て世

帯にうれしい店舗等の紹介について

- ⑤アンバサダーがおすすめる県内の子育て支援施設・遊び場について
- ⑥アンバサダーが取り組む「あきた♡とも家事」の取組について
- ⑦その他、結婚・出産・子育てを楽しむための有益な情報について

(2) 県事業の周知・啓発

県では、「こどものえき」や「あきた子育てふれあいカード」など、企業等にも参加していただける事業を実施しており、たくさんの企業等に参加していただけるよう積極的な情報発信に取り組んでいます。アンバサダーの皆様の日頃の活動の中で、企業等とのつながりがありましたら、県の子育て支援施策を周知してください。なお、県事業に参加したい企業等からの問い合わせがありましたら、県におつなぎください。

また、県が開催する子育て世帯向けのイベント等を開催する際は、イベント情報の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

(3) アンバサダー交流会への参加

秋田県の子育て情報等を“いっしょに”発信する仲間として、情報交換をする場を設けるために、「あきた子育て応援アンバサダー交流会」を開催します。この交流会では、日々の活動でうまくいったことや困っていること、県民や県内企業からいただいた声などをアンバサダー間で共有することを目的とします。対面での参加が難しい場合はwebでの参加ができるようにいたしますので、是非ご参加ください。

また、アンバサダー同士の連携や情報交換、独自の交流会の開催などについても、是非、積極的に行ってください。

5 応募方法

専用ウェブフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。なお、氏名や住所を県に提供していただきますが、これを明らかにすることはなく、アカウント名により活動していただくことができます。また、顔出しをしていただく必要もありません。

6 募集人数

特に制限をしません。が発信される情報の地域バランスに偏りがないように任命することとします。

7 募集期間

随時募集しています。

8 任期

任期は特に定めませんが、アンバサダーの希望や活動状況等により、任命を取り消す場合があります。

9 選考

応募内容をもとに、秋田県人口戦略部こども支援課において審査します。アンバサダーに任命する方には、メールにより、任命証（データ）を交付します。

10 その他

- (1) アンバサダーとしての活動は、無償により行っていただくこととします。ただし、県が発注する委託事業により、委託先から取材や投稿作成に要する費用をお支払いする場合があります。
- (2) アンバサダーに任命した方について、県の広報媒体で紹介させていただく場合があります。
- (3) 第三者の著作権、商標権、肖像権及びプライバシーを侵害するもの、公序良俗に反するもの、他人を誹謗中傷するもの、その他法令違反となるもの及びそのおそれがあると秋田県が判断したものの投稿は禁止です。投稿した場合は、その投稿を削除していただきます。
- (4) 特定の企業・団体や商品等の発信のみを行うなど、県が任命するアンバサダーの発信として適切でないと判断した場合、アンバサダーの任命を取り消す場合があります。
- (5) 投稿の著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て投稿者の責任となります。
- (6) 県と共同投稿する場合は、その投稿内容について、県が事前に内容を確認することとし、使用する写真、映像、音源及び文章について、補正を求める場合があります。

11 問合せ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県人口戦略部こども支援課 調整・子育て支援チーム

電話：018-860-1553

E-mail：kodomo@pref.akita.lg.jp

附 則

この要項は、令和7年3月25日より施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日より施行する。